

令和 5 年度概算要求の概要

令和 4 年 9 月 人材開発統括官

令和5年度概算要求総括表

区 分	令和4年度 予算額	令和5年度 概算要求額	対前年度 比較増▲減額	前年比
	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	12,634,078	12,839,734	205,656	101.6
(義務的経費)	7,582,244	7,582,244	0	100.0
(裁量の経費)	5,051,834	4,546,650	▲ 505,184	90.0
(推進枠)	0	710,840	710,840	—
労働保険特別会計	219,510,704	221,828,880	2,318,176	101.1
(労 災 勘 定)	2,042,294	2,041,847	▲ 447	100.0
(雇 用 勘 定)	217,468,410	219,787,033	2,318,623	101.1
合 計	<u>232,144,782</u>	<u>234,668,614</u>	<u>2,523,832</u>	101.1

令和5年度概算要求における重点要求（ポイント）

「人への投資」と多様な人材の活躍促進

○人への投資パッケージ 【533億円】（504億円）

- 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成の推進
505億円（504億円）3ページ
- 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備
22億円（-）4ページ
- 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行
6.1億円（-）5ページ

○デジタル化など社会経済の変化を踏まえた人材育成 【520億円】（511億円）

- 資格取得コースや企業実習付きコースの委託費等の上乗せによるデジタル分野の職業訓練コースの設定等の推進
15億円（6.5億円）
 - ・ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル人材の育成
5.4億円（4.6億円）6ページ
 - ・ 中小企業等におけるDX人材育成の総合的な推進
3.8億円（1.9億円）7ページ
 - ・ デジタル技術に対応した訓練用機器整備等に係る経費
5.7億円（-）8ページ
- 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成の推進（再掲）
505億円（504億円）3ページ

○外国人に対する支援 【63億円】（62億円）

- 外国人技能実習機構における実地検査等の実施による技能実習制度の適正な運用
62億円（62億円）9ページ
- 技能実習制度の適正化に向けた調査・研究
0.5億円（-）10ページ

○就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援 【167億円】（167億円）

- 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援
4.3億円（4.4億円）11ページ
- 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援
48億円（47億円）12ページ
- フリーター等に対する就職支援
25億円（25億円）13ページ
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援
90億円（90億円）14ページ

○非正規雇用労働者への支援 【145億円】（145億円）

- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援
145億円（145億円）15ページ

令和5年度概算要求額 **677**億円（698億円） ※（ ）内は前年度当初予算額
 うち人への投資促進コース 505億円（504億円）

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

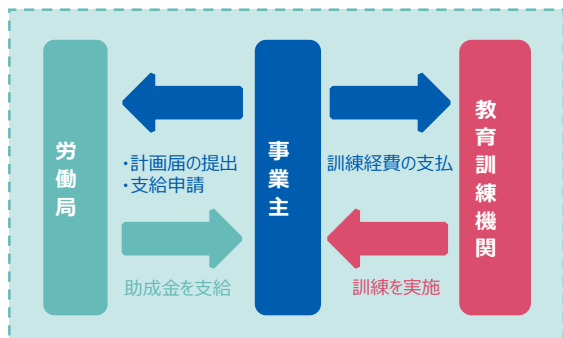
- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要があるため、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、3年間で4,000億円の施策パッケージを講じ、デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や人材育成を強力に推進していくこととされたことを踏まえ、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、「人への投資促進コース」を設置して、人への投資を加速化するため集中的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しへの支援のため、以下の訓練の助成率の引き上げを行う。【拡充】
 - ・ 定額制訓練：助成率45(30)%→60(45)% ※()内は中小企業事業主以外
 - ・ 自発的職業能力開発訓練：助成率30%→45%

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
特定訓練コース	労働生産性向上訓練、若年人材育成訓練、熟練技能育成・承継訓練	45(30)%	760(380)円/時・人	20(11)万円/人
	認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)			
一般訓練コース	特定訓練コース以外の訓練	30%	380円/時・人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成		
特別育成訓練コース	一般職業訓練	正社員化70% 非正規維持60%	760(475)円/時・人	10(9)万円/人
	有期実習型訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)			
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75(60)%	960(480)円/時・人	
	成長分野等人材訓練	75%	960円/時・人 ※国内大学院	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円/時・人	20(11)万円/人
	定額制訓練	60(45)%		
	自発的職業能力開発訓練	45%		
	長期教育訓練休暇制度(30日間以上)の導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時	
教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を導入し、労働者が当該制度を活用して訓練を受けた場合	20万円 ※制度導入助成			

※生産性要件を満たした場合は、割増分を追加で支給（高度デジタル人材訓練及び成長分野等人材訓練を除く。）。



拡充

キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）

令和5年度要求額 22億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額（重点要求の「人への投資パッケージ」の令和4年度当初予算額には含まない）

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※1）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆実施体制

【全国カバーのサービスを提供】

キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）

・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置（R4年度19か所）

- 各拠点に、**職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講したキャリアコンサルタントを常駐**。
- 拠点から遠隔の地域や関係機関（自治体、企業・事業主団体、教育機関等）に巡回等で支援。
- 事業主団体、都道府県、労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関とも連携

【相談窓口について】

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応じ、**平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備**
- キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

◆実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者（株式会社等）

◆支援メニュー



【労働者等支援】

- キャリア形成や**学び直しの必要性を感じているがどのような学び（目的・方法・内容）等をしてよいか分からない者**
 - 在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない在職者
 - 受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者**
- 等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、**訓練情報の提供等**を行う



【企業等支援】

- ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
 - セルフ・キャリアドック（※2）導入支援（相談・技術的支援、セミナー等）
 - 雇用型訓練の実施を計画する企業に対する支援（訓練計画の策定支援等）
- 等により、企業等に対しても、キャリア形成や**学び直し等に関する支援**を行う

◆期待される効果

- 公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進**
- 企業（特に中小規模）や非正規雇用労働者等のキャリア形成や**学び・学び直しを促進**

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充

※2「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和3年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計） 66,482件

令和5年度概算要求額 6.1億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

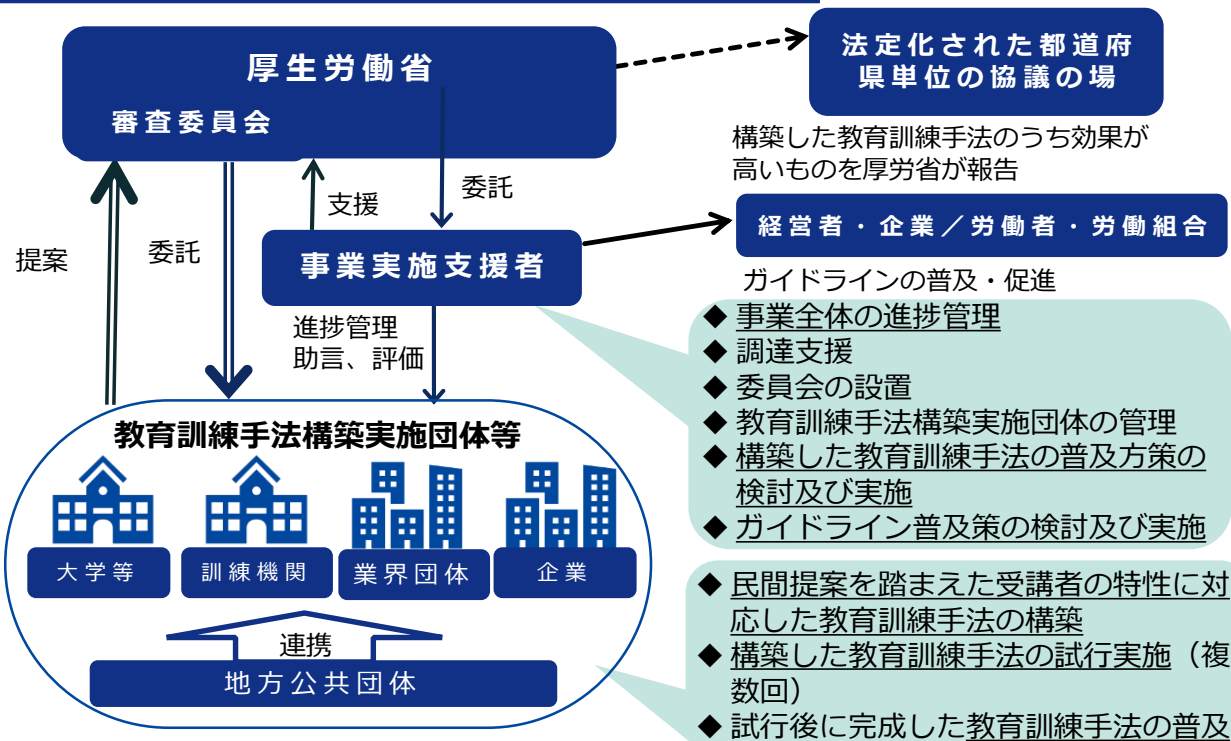
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

民間からの提案募集において、「女性非正規雇用労働者向けの伴走支援を付したIT人材育成プログラムの実施」「中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット等の実施」「管理職向けの人材マネジメント研修の実施」など多数の提案があったことから、こうした幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。

さらに、令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」(ガイドライン) について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



<想定される教育訓練手法の内容> (例)

- 女性非正規雇用労働者やひとり親などの生活困窮者や就職氷河期世代を訓練修了及び就職に導くための伴走支援手法の構築
- 中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット・スキルチェンジを行うための手法の構築
- 管理職 (現場のリーダー) のマネジメント能力向上のための訓練プログラムの実効性を上げるための手法の構築

(※1) 教育訓練手法の構築内容はカリキュラムや教材に加え、訓練開始前から就職・キャリアアップまでを伴走型で支援するために必要なノウハウ・手法、講師の育成等を含む。

(※2) ガイドラインの普及・促進は、リーフレット等の制作、シンポジウムの開催、経済誌・新聞・インターネット記事掲載及び先行事例の収集、展開を想定。

公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

令和5年度概算要求額 **5.4億円** (4.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対するインセンティブとして令和4年度から実施している①IT分野の資格取得を目指す訓練コースにおける委託費等の上乗せを引き続き実施するとともに、令和5年度からは、新たに、②WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースを委託費等の上乗せの対象とする。

また、③就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだ訓練コースに対する委託費等の上乗せ、④オンライン訓練におけるパソコンや通信機器の貸与を行うことにより、デジタル推進人材を育成する。

2 事業の概要

①IT分野の委託費等の上乗せ

【継続】

ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の資格取得を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ(未実施地域は更に1万円上乗せ)

②WEBデザイン等のデジタル分野の委託費等の上乗せ

【新規】

WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ

③企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ

【新規】

就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

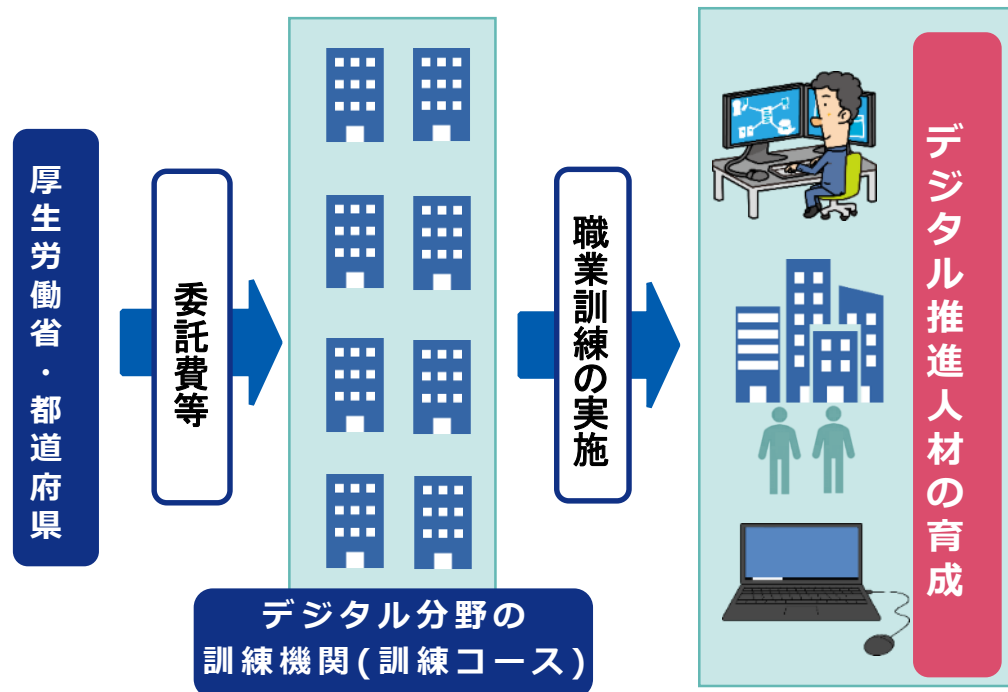
④オンライン訓練におけるパソコン等の貸与

【新規】

オンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

※③、④はそれぞれ①、②と併給可能
 ※④はデジタル分野以外の訓練も対象
 ※いずれも令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



令和5年度概算要求額 **3.8億円** (1.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 我が国におけるDXを推進するためには、ITを活用した業務改善やビジネス展開などに従事する人材の育成が不可欠。
- 多くの中小企業では、DX化の必要性は理解しているものの、大企業と比べDX化の取組みは進んでいない状況。
- このため、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）に中小企業等DX人材育成支援窓口の設置等により中小企業等の相談対応を行うとともに、DXに対応した訓練の更なる拡充や同センターを利用する中小事業主の利便性向上を図るためのシステム整備を行うことにより、中小企業等のDX人材育成を総合的に推進する。

2 事業の概要

(1) 中小企業等DX人材育成支援窓口の設置

【継続】

生産性向上人材育成支援センター（全国87箇所）に「中小企業等DX人材育成支援窓口」を設置し、中小企業等からの「デジタル対応に係る人材育成の悩み」等にかかる相談に対応

(2) 中小企業等DX人材育成推進員の配置

【継続】

生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員（非常勤）を配置（100人 主要都市のセンター13カ所×2人、74カ所×1人）し、中小企業等のDXに対応するための人材育成を総合的に推進

(3) 生産性向上支援訓練（DX関連）の拡充（3,000人分）

【新規】

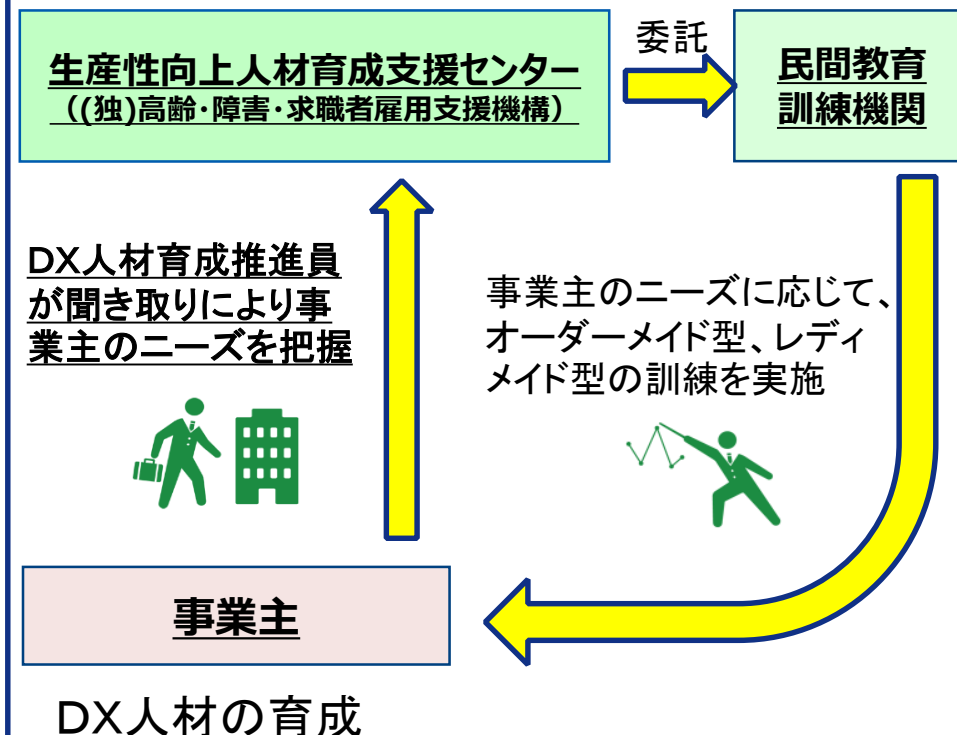
民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の訓練機会を拡充

(4) 中小企業等生産性向上支援システム（仮称）の整備

【新規】

生産性向上人材育成支援センターを利用する事業主の利便性向上を図るため、事業主がWEB上のマイページから訓練受講等の各種サービスの申込みや自社における訓練受講履歴の確認等を可能とする企業別管理システムの整備を実施

3 事業のスキーム・実施主体等



令和5年度概算要求額 5.7億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 背景・目的

- 社会全体がデジタル技術を活用し、これまでにないビジネス・モデルを展開する企業や新規参入企業等が登場する中、各企業の競争力維持・強化のためにDX（デジタルトランスフォーメーション）を迅速に進めていくことが必要であり、企業が求める水準のデジタル技術に対応した職業訓練の実施が求められている。

2 事業の概要

- 企業におけるDX等の推進を担う人材の育成に資する職業訓練を実施するため、必要な訓練用機器等を整備する。
- 企業におけるDX等の推進を担う人材の育成に資する職業訓練を実施するため、関係機関との連携等により調査研究を実施する。

3 事業のスキーム・実施主体等

離職者訓練

○実施内容

ものづくり分野のIoT技術要素等を含んだ訓練コースにおいて、デジタル技術に対応した訓練カリキュラムを実施するための訓練用機器を整備

○整備機器

- ・サーバ構築システム
- ・多機能端末 等

○整備施設

- ・職業能力開発促進センター
4施設（千葉、茨城、滋賀、広島） 等



サーバ構築システム

学卒者訓練

○実施内容

職業能力開発大学校において、デジタル技術に対応した生産ロボットシステムコースやDX等に対応した訓練カリキュラムを含む建築施工システムコース等を実施するための訓練用機器を新たに整備

○整備機器

- ①協働ロボットシステム
- ②三次元レーザースキャナ
- ③ドローン機器一式 等

○整備施設

- ①能開大（ロボット） 3校
- ②能開大（建築コース） 5校
- ③能開大（居住系） 12校 等



三次元レーザースキャナ

在職者訓練

○実施内容

省力化等している生産現場において、人と協働作業を行える機能を持つ協働ロボットの導入により、ものづくり現場におけるデジタル技術に対応した訓練カリキュラムを実施するための訓練用機器を整備

○整備機器

- ・協働ロボットシステム 等

○整備施設

- ・職業能力開発促進センター
3施設 等



協働ロボットシステム

令和5年度概算要求額 62億円 (62億円) ※ ()内は前年度当初予算額

一般会計 14億円 (14億円)
労災勘定 12億円 (13億円)
雇用勘定 36億円 (35億円)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
1/5	3/5		1/5

1 事業の目的

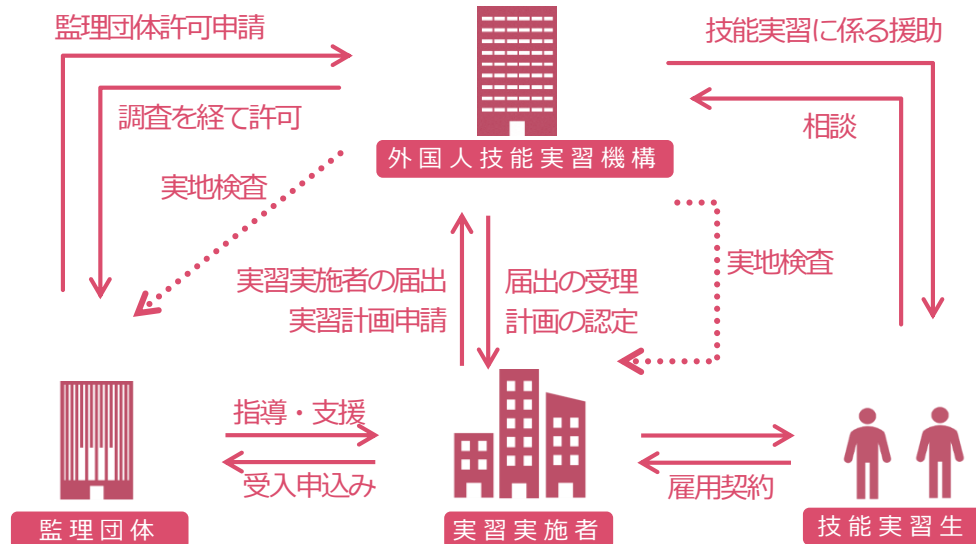
外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助 等

技能実習生数 (令和3年末)
: 276,123人
監理団体数 (令和3年度末)
: 3,503
実習実施者数 (令和2年度)
: 66,817



令和3年度実績：技能実習計画の認定件数 175,098件

3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）
※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
 - 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
 - 交付金：法96条に基づき、国が交付
 - 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
 - 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
 - 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階
電話番号：03-6712-1523（代表）
ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
 - 役員

理事長	大谷	晃大
理事	木塚	欽也
	清水	洋樹
	高澤	滝夫
監事	杉澤	直樹
	藤川	裕紀子（非常勤）
- ※令和4年4月1日時点

令和5年度概算要求額 49百万円 (-) ※ (-)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 技能実習制度は、本年、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の施行後5年（本年11月）を迎え、同法附則の規定により、見直しの検討等が求められているところ。
- 制度施行後初の見直しであることから注目度も高く、施行状況を適切に把握することが必要。
特に送出国における技能実習生からの費用徴収の実態等や、国内における実習実施者、監理団体の体制等の実態及び技能実習生に係る実習上の課題等について詳細に把握するため、多角的な調査が必要であることから、本事業を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

1. 主要な送出国等におけるヒアリング調査等

- ・ 技能実習生の主要な送出国等（※）における技能実習生からの送出しに係る費用徴収の実態や、送出機関と監理団体との金銭取引の実態等について、送出機関や政府関係機関等へのヒアリング等の現地調査等を行う。
※ ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン等、技能実習生の送出しが多い国等を想定。

2. 国内の監理団体・実習実施者・技能実習生に対する調査

- ・ 技能実習制度をめぐる諸問題について、監理団体のみならず、実習実施者、技能実習生に対しても、調査票等による調査を実施し、多角的に実態の把握・分析を図る。
- ・ 具体的には、労使間や監理団体・実習実施者間の諸問題等、3者に関連する問題について、それぞれの視点から調査・把握を行う。
加えて、監理団体の運営実態や人員等の体制、監理事業及び相談支援を行う上での課題について、実習実施者の実習体制や実習に係る取組や実習を進める上での課題について、技能実習生の就労状況や生活に係る課題等について、各々の固有の課題や実態等についても、併せて調査・把握し、分析を行う。

→ 上記1及び2の成果を取りまとめた報告書を取りまとめるとともに、制度見直しの検討状況に応じて、関係審議会等での検討に資する中間データ・資料作成を実施。

3 実施主体等

事業の実施主体：委託事業（株式会社等に委託）

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

令和5年度概算要求額 **4.3**億円（4.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

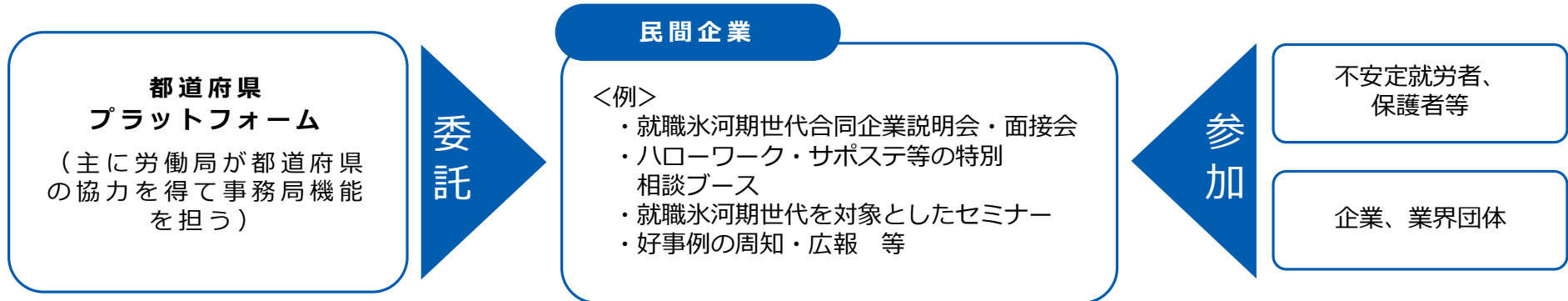
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方々がいる。
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくためには、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進することが必要であり、都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組むとともに、好事例の発信を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

就職氷河期世代の方々の活躍の促進を図るためには、各地域においても、行政、経済団体、業界団体等各界一体となつての取組を進めることが重要であることから、企業説明会等を通じた各種支援を実施。
（令和3年度セミナー、就職面接会等実施回数：344回）



令和5年度概算要求額 48億円（47億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	7/10		3/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

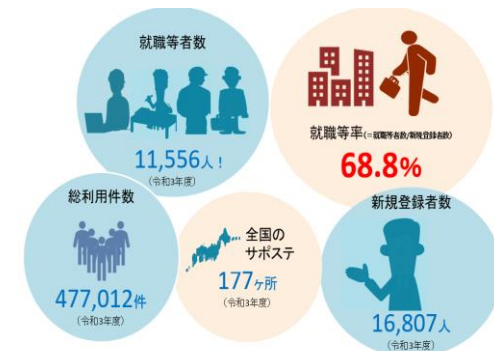
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和4年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施。
- OJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 必要に応じて、地域の関係機関（福祉機関等）との連携（リファー）。



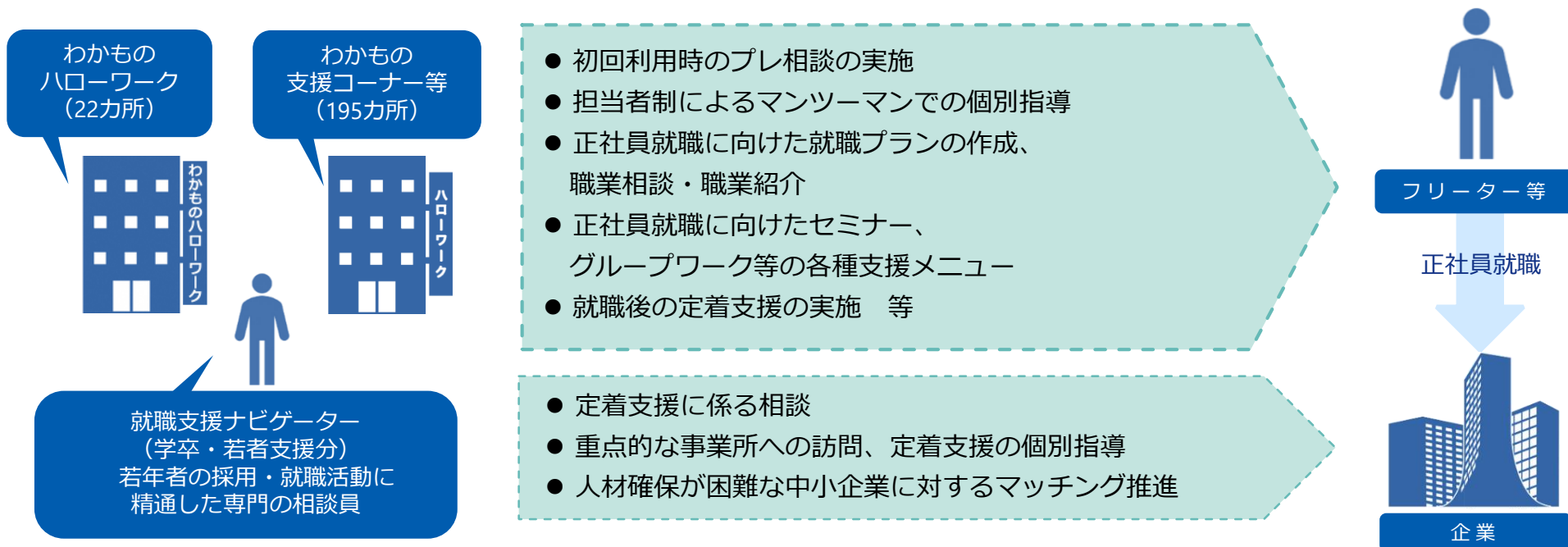
令和5年度概算要求額 25億円 (25億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- フリーターは減少傾向にあるものの依然として全国で約137万人（令和3年）存在している。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々な面で課題があり、フリーターの長期化は経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。
- また、正社員として就職したが早期に離職する等、不本意な非正規雇用を続ける若年者も一定程度存在している。
- そのため、正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者であり、フリーターを始めとした臨時的・短期的な就業や失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方や、非正規雇用の就業経験が多い方、正社員就職後短期間で離職した方などについて、「わかものハローワーク」等を拠点とした支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和3年度実績：ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数 10.8万人

令和5年度概算要求額 **90**億円 (90億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	17/20		3/20

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、新規学卒者等の就職率はコロナ禍前の水準までは回復しておらず、また、中小企業においても若年者の人材確保難や早期離職問題が顕在化している。
- さらに、家族の世話や介護を担う学生等の就職活動に特に困難を抱える者をはじめとして、コミュニケーション等に課題を抱えるなど、卒業までに内定を得ることが困難な学生も一定数存在しており、その課題は一層、複雑化・困難化している。
- このような中で、新規学卒者等の状況に即した的確な対策を講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

2 事業の概要・スキーム

新卒応援ハローワーク (55箇所)

就職支援ナビゲーター (1,324人)



学卒分
(175人)

就職活動に不安を抱える学生等への支援

学卒・若者支援分
(1,049人)

早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
企業に対するマッチング支援

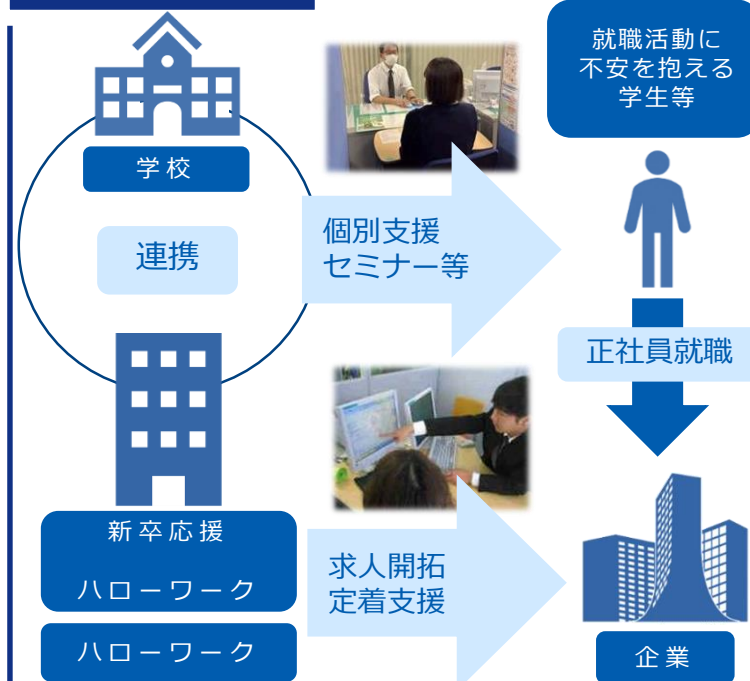
連携支援分(仮称)
(100人)

家族の世話や介護を担う学生等の、就職活動に特に困難を抱える学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援 など

令和3年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 16.3万人

3 実施主体等



令和5年度概算要求額 **145億円（145億円）** ※求職者支援制度のうち、認定職業訓練実施奨励金等に関する要求額

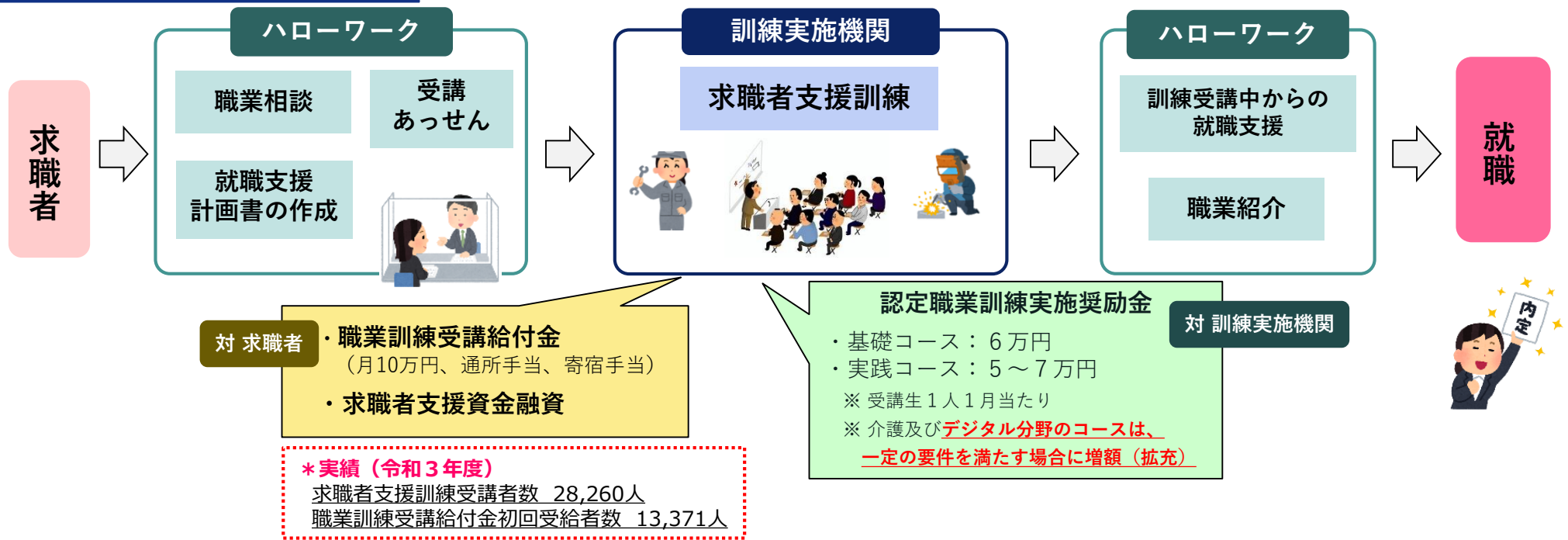
（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
- コロナ禍において制度の活用を促進するため、職業訓練受講給付金の支給要件の緩和等の特例措置（令和4年度末まで）を講じているところ、令和5年度においても、引き続き、制度の活用促進を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。